

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）
2.9.1 に基づくものです。〕

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく同法施行規則及び 経済産業省告示の一部改正について

下記のとおり、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく同法施行規則及び経済産業省告示の一部を改正する予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく同法施行規則及び経済産業省告示の一部改正について

2. 対象品目

テレビジョン受信機：液晶テレビ、有機ELテレビ

3. 趣旨及び目的

テレビジョン受信機について、家庭部門におけるエネルギー消費量の増加や地球温暖化対策に取り組む必要があること等から、テレビジョン受信機に係るエネルギーの使用の合理化の推進及びエネルギー消費効率の高いテレビジョン受信機の普及を図る。

4. 公布予定 2021年5月頃

5. 施行予定 2021年5月頃

6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

TEL 03-3501-9726

FAX 03-3501-8396

7. 意見提出期限

WTO・TBT通報から60日後